

(2019年12月)



松本市から除雪に関するお願い



こんにちは、松本市役所維持課です。松本市では、市民の皆様が安心安全に生活できるよう、バス路線や幹線道路等、事前に定めた路線の除雪作業（除雪や凍結防止剤の散布）を行います。すべての市道で除雪作業を行うのは困難ですので、生活道路や歩道など身近な道路の除雪は地域の皆さんでお願いします。



※雪を道路に出したり、水路に捨てないようにしましょう。

道路に雪を出すと、通行の支障となり、交通事故の原因になります。また、水路に雪を捨てると、水路が詰まり、道路に溢れた水が凍結する恐れがあり、非常に危険ですのでやめましょう。

※玄関先の雪の片付けは各戸でお願いします。

市で行う除雪は、交通の確保を優先するために、除雪機械で道路上の雪を道路端に寄せる作業です。やむを得ず玄関先や車庫前に雪を寄せていくことがありますが、限られた時間の中で、寄せた雪を片付けながら作業を行うのは困難です。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



※ゆとりを持って安全運転に努めましょう。

- 雪道での急ハンドル、急ブレーキは非常に危険です。スピードを控え、車間距離を多めに取るなど、道路状況に合った運転を心がけましょう。
- 除雪作業中の車両を無理に追い越すのは危険です。後方でお待ち頂くようご協力をお願いします。
- 時間と気持ちにゆとりを持って、いつもより早めのお出かけを心がけましょう。

※生活道路の凍結防止剤の散布にご協力をお願いします。

凍結防止剤は、降雪時に路面上に散布し、路面の凍結を抑制するものです。

松本市では、交通量の多い幹線道路、急な坂道及び日陰部などから路線を選定し、凍結防止剤を散布しています。生活道路につきましては、地元の皆様のご協力をお願いします。

凍結防止剤については、町会長や町会役員の方から町会要望として必要な数をご連絡頂ければ市で用意します。なお、個人の方への配布はできません。

1平方メートルあたり 20～30 グラム（1握り）を目安に市道上に散布してください。

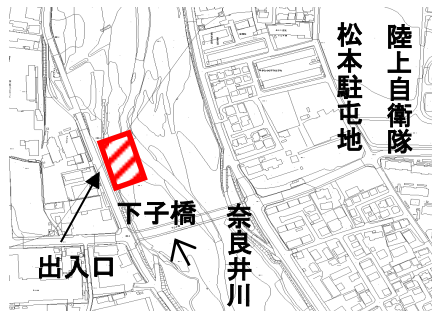


雪捨て場のご案内

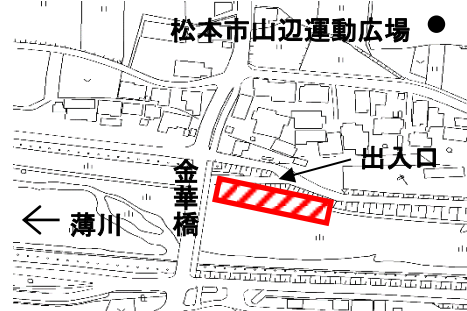


| 場所 | 開設期間 | 開設時間 | 利用方法 |
|----------------|---|----------------|---|
| ① 奈良井川下二子橋下流左岸 | 令和元年12月1日～令和2年3月31日 ※降雪状況により変わる可能性があります。 | 8：30～ 17：00 | 道路の排雪に限り、受け入れます。 市への連絡は必要なく、利用することができます。 |
| ② 薄川金華橋上流右岸 | | | |
| ③ 扇子田運動公園東側 | | | |

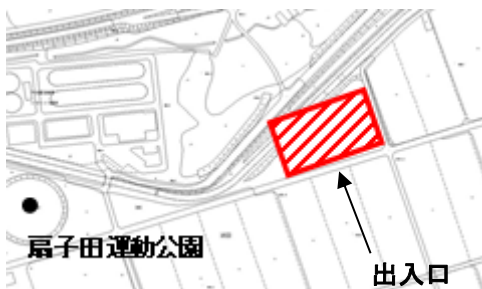
※今年度から、松本城西側臨時駐車場は利用できません。



① 奈良井川下二子橋下流左岸（笹賀）



② 薄川金華橋上流右岸（里山辺）



③ 扇子田運動公園東側（波田）

※注意事項

- ・ゴミや土砂など、雪以外のものはご遠慮ください。
- ・17時から翌朝8時30分までは、危険防止および不法投棄防止のため閉鎖します。
- ・大雪時には臨時の雪捨て場を開設します。

お問い合わせ
松本市役所 維持課 維持担当
☎ 34-3244 FAX 33-2939

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本